

《基本方針》指導者の考え方、学校のガバナンス、相談体制を刷新し、不適切な指導を根絶する
 ～不適切な指導を、しない、気づく、容認しない、見逃さない、相談する～

指導者	指導者が絶対的な存在として生徒に答えを与える	➡	生徒が主役(生徒が考え、選択し、成長する)
ガバナンス	指導は顧問任せで、他の教職員は意見しにくい	➡	指導を可視化し問題を防止、発生時には組織的に対応
相談体制	生徒が悩みを相談しにくい学校文化	➡	生徒が安心して相談できる学校文化

1 基本方針の周知並びに部活動指導者の資質向上及び責務の自覚・定着

1 「不適切な指導根絶宣言」の発表

県教育委員会による「不適切な指導根絶宣言」の作成・公表を受け、各学校ごとに宣言を作成し、教職員、生徒、保護者等に周知するとともに、学校ホームページに掲載する。

2 不適切な指導に関する、生徒、保護者等に向けたリーフレット・動画資料による周知

部活動において許されない不適切な指導の具体例と、それらの指導を受けたり見聞きした際の相談窓口等をまとめたリーフレットと動画資料を作成し、周知する。

3 不適切な指導に関する、教職員、外部指導者に向けたリーフレットによる周知

部活動において許されない不適切な指導の具体例と、それらの指導を見聞きしたり相談を受けた際の、管理職への報告方法等をまとめたリーフレットを作成し、周知する。

4 部活動指導者の資質向上と責務の自覚を定着させることを目的としたオンデマンド研修の実施

指導者が、部活動指導において許されない発言や行為等について正しく認識し、生徒の心理的安全性を確保する責務を果たすために必要な研修を実施する。

5 指導に関する自己点検の実施

指導者が、自分自身の指導を振り返るために、Googleフォーム等を活用した自己点検を定期的に実施する。

2 部活動の可視化を含む学校のガバナンスの見直し

1 管理職による部活動の状況把握の推進
定期的な観察により自校の部活動の実態を的確に把握する。

2 実効性ある複数顧問制の確立
副顧問が、生徒との面談等をおこなうなど、複数の顧問が実質的に部活動に関与する体制を確立する。

3 部活動等に関する情報を校長等に報告する仕組みづくり
不適切な指導に気づいた教職員が、グループウェア※1や面談等を通じて、ためらうことなく報告できる仕組みを構築する。

4 不適切な指導案件へのリスクベースでの対応
不適切な指導が疑われる事案に対し、県教育委員会が速やかに当該校を訪問するなどし、深刻化の防止と指導の改善を図る。

5 生徒の所在不明時における組織的な対応体制の整備
所在の確認ができない生徒については、マニュアルに基づいた組織的かつ迅速な対応により、その安全確保を図る。

※1 グループウェア：
組織内の情報共有とコミュニケーションを円滑にし、業務効率を向上させる統合型ソフトウェア

3 相談体制の整備

1 不適切な指導についての認識の共有と相談窓口の周知
1-1、1-2を生徒に対して繰り返し周知する。

2 組織的対応の徹底
スクールカウンセラーを含めたすべての教職員が「相談窓口」とであると自覚し、相談を受けた際には丁寧に話を聞き、必要な支援につなげる。

《相談や気になる情報の速やかな報告》
相談を受けた場合は速やかに管理職に報告する。(教職員向けリーフレットの二次元コードからアクセスできる県教育委員会の相談窓口を利用し、報告することも可能)

《生徒の変化の早期把握》
「心の健康観察」※2、教育相談、面談、アンケート等の継続的な実施により、生徒の変化の早期把握に努める。

《不適切な指導等への対応》
不適切な指導またはその疑いが認められる場合は、管理職が速やかに当該教職員に事実確認を行う。
生徒の安全安心を最優先とし、必要な支援を組織的に行う。

※2 「心の健康観察」：
1人1台端末を活用し、日常的にすべての生徒を対象に心身の変化を捉え、対応につなげる取組